

令和 7 年 6 月 19 日

奈良・奈良西警察署管内
各地区自治連合会長 殿

奈良地区防犯協議会事務局
奈良西地区防犯協議会事務局

奈良地区・奈良西地区地域安全推進委員委嘱替えに関するお願い（依頼）

謹啓 貴殿におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は地域の安全を守る活動にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 10 月に各地区自治連合会長の推薦により、奈良地区・奈良西地区防犯協議会長（奈良市長）と奈良警察署長又は奈良西警察署長との連名で委嘱させていただいた奈良地区及び奈良西地区地域安全推進委員の任期が、本年 10 月で満了となります。

つきましては、本年 10 月以降の新規及び継続の地域安全推進委員について、現職の地域安全推進委員、各地区連合自治会内の自治会長とも協議のうえ、適任者をご推薦くださるようお願い申し上げます。 敬具

記

1 推薦基準

- (1) 当該地域に居住し、地域安全活動に熱意を有し、健康で行動力があること
- (2) 地域安全活動に信望があること
- (3) 地域の実情に精通していること

2 推薦の流れ

別添の「地域安全推進委員委嘱替え手順」に基づき、

- ① 名簿の現職委員に継続の意思確認
- ② 再委嘱を辞退または空席になっている自治会から後任者・適任者を推薦
- ③ 新規委嘱者のみ「地域安全推進委員プロフィールカード」を作成

のうえ、

令和 7 年 8 月 8 日（金）締切

で、各地区の事務局（奈良警察署又は奈良西警察署の生活安全課）にご提出をお願いします。

※推薦に基づき審査・調査の上、委嘱の決定を致します。

3 資料

- ・ 地区防犯協議会の地域安全推進委員及び地域安全連絡所の運営に関する要綱
- ・ 地域安全推進委員プロフィールカード
- ・ 地域安全推進委員委嘱替え資料
- ・ 地域安全推進委員 Q & A
- ・ 奈良・奈良西地区地域安全推進委員名簿（抜粋）

事務局

奈良警察署生活安全課 八木・武田
(0742-20-0110、内線 260・266)

奈良西警察署生活安全課 山中・石田
(0742-49-0110、内線 260・266)

令和 7 年 6 月 19 日

奈良・奈良西警察署管内
各地区自治会長殿

奈良地区防犯協議会事務局
奈良西地区防犯協議会事務局

奈良地区・奈良西地区地域安全推進委員委嘱替えに関するお願い（依頼）

謹啓 貴殿におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は地域の安全を守る活動にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 10 月に各地区自治連合会長の推薦により、奈良地区・奈良西地区防犯協議会長（奈良市長）と奈良警察署長又は奈良西警察署長との連名で委嘱させていた奈良地区及び奈良西地区地域安全推進委員の任期が、本年 10 月で満了となります。

つきましては、本年 10 月以降の新規及び継続の地域安全推進委員について、現職の地域安全推進委員、各地区連合自治会長とも協議のうえ、適任者をご推薦くださるようお願い申し上げます。

敬具

記

1 推薦基準

- (1) 当該地域に居住し、地域安全活動に熱意を有し、健康で行動力があること
- (2) 地域安全活動に信望があること
- (3) 地域の実情に精通していること

2 推薦の流れ

別添の「地域安全推進委員委嘱替え手順」に基づき、

- ① 名簿の現職委員に継続の意思確認
- ② 再委嘱を辞退または空席になっている自治会から後任者・適任者を推薦
- ③ 新規委嘱者のみ「地域安全推進委員プロフィールカード」を作成

のうえ、

令和 7 年 8 月 8 日（金）締切

で、各地区の事務局（奈良警察署又は奈良西警察署の生活安全課）にご提出をお願いします。

※推薦に基づき審査・調査の上、委嘱の決定を致します。

3 資料

- ・ 地区防犯協議会の地域安全推進委員及び地域安全連絡所の運営に関する要綱
- ・ 地域安全推進委員プロフィールカード
- ・ 地域安全推進委員委嘱替え資料
- ・ 地域安全推進委員 Q & A
- ・ 奈良・奈良西地区地域安全推進委員名簿（抜粋）

事務局

奈良警察署生活安全課 八木・武田
(0742-20-0110、内線 260・266)

奈良西警察署生活安全課 山中・石田
(0742-49-0110、内線 260・266)

奈良地区防犯協議会の地域安全推進委員及び地域安全連絡所の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民による自主防犯体制を確立し、犯罪や事故等のない明るく住みよい地域社会の実現を図るため、奈良地区防犯協議会第9条の規定に基づき設置する地域安全推進委員（以下「推進委員」という。）の活動及び地域安全連絡所の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(推進委員の任務)

第2条 推進委員は、活動区域内の住民、自治会、各種地域安全ボランティア等や奈良市、警察等と緊密に連携して、次に掲げるような活動を行い、その地域における防犯思想の普及と高揚及び地域住民に身近な犯罪や事故等の未然防止に努めるものとする。

- (1) 地域住民の防犯に関する指導及び相談
- (2) 防犯懇談会等の開催や住民の防犯意識を高めるための広報活動
- (3) 各種防犯広報資料の配布、回覧又は掲出及び奈良市、警察等が行う住民への広報活動への協力
- (4) 危険箇所等犯罪や事故を誘発するおそれのある環境を改善するための活動
- (5) 防犯パトロール、防犯診断等の街頭活動
- (6) 警察及び奈良地区防犯協議会が行う地域安全活動に対する支援協力
- (7) 奈良市安全安心まちづくり条例に基づく諸活動に対する支援協力
- (8) 犯罪や事故の発生を認知、又は不審者等を発見したときの警察等関係機関への通報
- (9) その他防犯又は地域安全に関する地域住民の意見、要望等の取りまとめと警察等関係機関への連絡通報

(推進委員の委嘱)

第3条 推進委員は、奈良地区防犯協議会長が自治会等の関係者の意見も考慮した上で、奈良警察署長と協議の上、次の要件を具備する者の中から選考して委嘱するものとする。

- (1) 当該地域に居住し、地域安全活動に熱意を有し、健康で行動力があること。
 - (2) 地域安全活動に信望があること。
 - (3) 地域の実情に精通していること。
- 2 委嘱は、奈良地区防犯協議会長と奈良警察署長の連名により、活動区域を指定した委嘱状（別記様式第1号）を交付して行う。
- ただし、地域の実情により、活動区域が奈良西警察署管内に及ぶときは、奈良西警察署長と協議の上、活動区域を指定すること。

(任期)

第4条 推進委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解嘱)

第5条 奈良地区防犯協議会長及び奈良警察署長は、推進委員から辞任の申し出があったとき、又は推進委員としての活動を遂行するに適さない事由があると認められるときは、相互に協議の上、前条に定めるところにかかわらず、口頭又は解嘱状（別記様式第2号）を交付して、解嘱することができる。

(地域安全連絡所)

第6条 推進委員の住所又は居所を地域安全連絡所とする。

- 2 前記1のほか、地域において防犯上の要点となる事業所等を地域安全連絡所に指

定することができる。

- 3 前記2の指定については、当該事業所等の管理者等を地域安全連絡所の責任者に委嘱することにより行うものとする。
- 4 地域安全連絡所の責任者の委嘱は、奈良地区防犯協議会長と奈良警察署長の連名により、委嘱状（別記様式第3号）を交付して行うものとする。
- 5 地域安全連絡所の責任者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 地域安全連絡所は、地域住民の自主的な防犯活動を推進するほか、当該地域において犯罪や事故等が発生し、又は防犯上の諸問題が生じた場合に、地域住民と警察等関係機関とを結ぶ連絡窓口となるものとする。
- 7 奈良地区防犯協議会長及び奈良警察署長は、地域安全連絡所の責任者から辞任の申出があったとき、又は地域安全連絡所としての活動を遂行するに適さない事由があると認めるときは、相互に協議の上、前記5に定めるところにかかわらず、口頭又は解嘱状（別記様式第4号）を交付して、解嘱することができる。
- 8 前記7により解嘱されたときは、当該地域安全連絡所の指定は解除されたものとみなす。
- 9 推進委員及び地域安全連絡所の責任者は、相互に緊密な連携を図るものとする。
- 10 地域安全連絡所には、地域安全連絡所表示板（別記様式第5号）を見やすい箇所に掲出するものとする。

（秘密の保持）

第7条 推進委員及び地域安全連絡所の責任者は、活動を通じて知り得た事項については、警察への連絡等必要ある場合のほか、みだりに漏らしてはならない。

（支部連絡会及び支部長の設置）

- 第8条 小中学校区、地区自治連合会・自治会の境界、行政区画、地理的条件、犯罪情勢、交通情勢、居住する推進委員の人数、その他諸般の事情を考慮して、奈良警察署管内を、各推進委員が主として活動する区域に分割し、当該区域の推進委員により構成する支部連絡会を設置する。
- 2 支部連絡会に、当該支部連絡会を構成する推進委員の互選により選出される支部長を置き、その任務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 支部連絡会を構成する推進委員との連絡及び調整
 - (2) 支部連絡会等所掌する行事の開催
 - (3) 奈良地区防犯協議会が開催する地域安全推進委員支部長会への参加
 - 3 支部連絡会に副支部長を置く。副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代理する他、必要に応じて奈良地区地域安全推進委員支部長会へ支部長とともに参加する。
 - 4 支部長及び副支部長の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 支部連絡会の行事、会議、名簿、事務連絡、その他の事務を司るため、支部連絡会内に事務担当者を置くことができる。

（支部長会及び委員長等の設置）

- 第9条 奈良地区防犯協議会に、支部連絡会の支部長をもって構成する地域安全推進委員支部長会（以下、「支部長会」という。）を設置する。
- 2 支部長会に、支部長の互選により選出される委員長及び副委員長を置く。
 - 3 委員長の任務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 各支部長との連絡及び調整
 - (2) 奈良地区防犯協議会及び奈良警察署と連携しての支部長会の開催
 - (3) 奈良県防犯協会が開催する推進委員長会議への参加
 - (4) その他奈良市等関係機関団体との連携
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(研修会等の開催)

第10条 奈良地区防犯協議会は、推進委員及び地域安全連絡所の責任者の防犯知識と活動の向上を図るとともに、相互の連携を密にするため、必要があると認めるときは、研修会等を開催する。

(備付簿冊)

第11条 奈良地区防犯協議会事務局に、地域安全推進委員委嘱名簿（別記様式第6号）及び地域安全連絡所責任者委嘱名簿（別記様式第7号）を備え付け、委嘱又は解嘱の都度整理しておくものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年5月24日から実施する。
- 2 この要綱の実施以前に委嘱した防犯委員は、この要綱により任期までその任務に従事するものとする。

附 則（昭和62年8月4日一部改正）

- 1 この要綱は、昭和62年9月1日から実施する。

附 則（平成7年9月26日一部改正）

- 1 この要綱は、平成7年10月17日から実施する。

附 則（平成10年6月12日一部改正）

- 1 この要綱は、平成10年7月1日から実施する。

附 則（平成11年6月12日一部改正）

- 1 この要綱は、平成11年7月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に奈良地区防犯協議会長から委嘱されている防犯委員は、この要綱に基づく地域安全推進委員として、平成13年10月5日まで引き続き委嘱されたものとみなす。
- 3 この要綱実施の際、改正前の要綱により表示されている防犯連絡所表示板は、なお当分の間使用するものとする。

附 則（平成29年5月30日一部改正）

- 1 この要綱は、平成29年5月30日から実施する。

附 則（令和3年5月27日一部改正）

- 1 この要綱は、令和3年5月27日から実施する。

附 則（令和6年3月28日一部改正）

- 1 この要綱は、令和6年3月28日から実施する。

第 号

委 嘱 状

住 所

様

あなたを地域安全推進委員に委嘱
します

（活動区域）

（期 間） 令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで

令 和 年 月 日

奈良地区防犯協議会会長 印

奈 良 警 察 署 長 印

解 嘱 状

住 所

様

地域安全推進委員を解嘱します。

これまでの御尽力に心から感謝申し上げます。

令和 年 月 日

奈良地区防犯協議会会長 印

奈良警察署長 印

規 格 A4

注 文面中、「これまでの御尽力に心から感謝申し上げます」は、解嘱事由によっては、記入を考慮するものとする。

第 号

委 嘱 状

住 所

様

あなたを地域安全連絡所の責任者に委
嘱します

（指定を受ける地域安全連絡所）

所在地
名 称

（期 間）

令和
令和

年
年

月
月

日から
日まで

令和 年 月 日

奈良地区防犯協議会会長 印

奈良警察署長 印

解 嘱 状

住 所

様

地域安全連絡所の責任者を解嘱します。

これまでの御尽力に心から感謝申し上げます。

令和 年 月 日

奈良地区防犯協議会会長 印

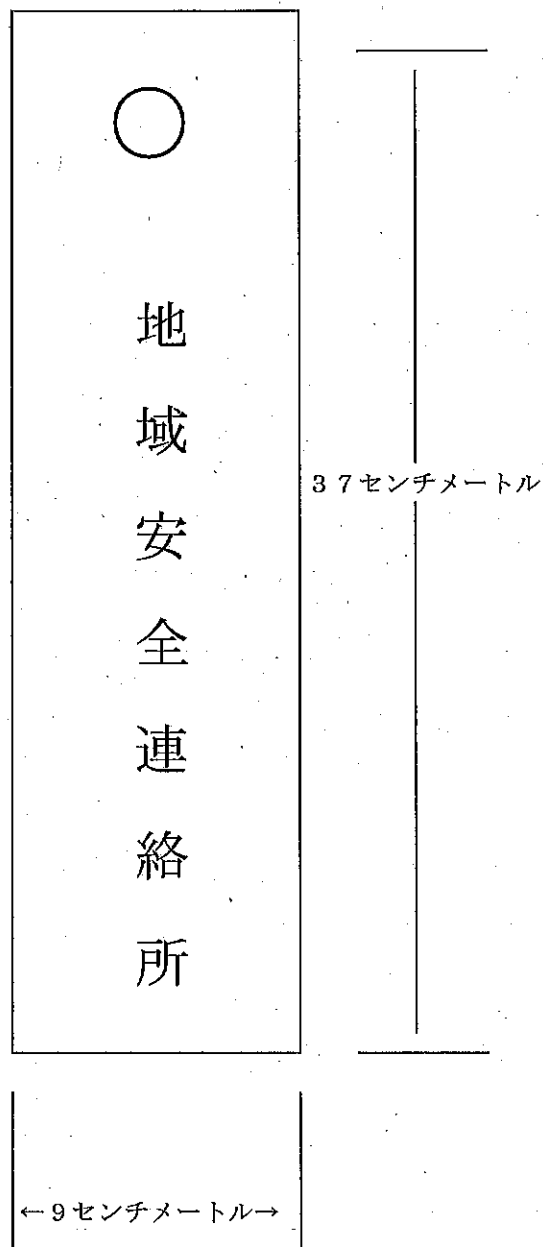
奈良警察署長 印

規 格 A4

注 文面中、「これまでの御尽力に心から感謝申し上げます」は、解嘱事由によっては、記入を考慮するものとする。

別記様式第5号（第6条関係）

（地域安全連絡所表示板）



注

上部の、○印には、防犯マスコットマークを入れるものとする。

材質は、合成樹脂製とし、地色は白色、文字は黒色又は紺色にする。

地域安全推進委員委嘱名簿

番 号	新 規 委 嘱 年月日	再委嘱 年月日	住 所（所在地） 電 話 番 号	職 業	氏 名 生年月日	活動区域 及 び 世 帯 数	備 考

※ 地域安全推進委員の住所と地域安全連絡所の所在地が異なる場合は、備考欄に所在地を記載すること。

規 格 A 4

別記様式第7号（第11条関係）

地域安全連絡所責任者委嘱名簿

番 号	新 規 委 嘱 年月日	再委嘱 年月日	住 所（所在地） 電 話 番 号	職 業	氏 名 生年月日	備 考

※ 地域安全連絡所の責任者の住所と地域安全連絡所の指定を受けた地域安全連絡所の所在地が異なる場合は、備考欄に所在地を記載すること。

規 格 A 4

奈良西地区防犯協議会の地域安全推進委員及び地域安全連絡所の運営に関する要綱

「趣旨」

第1条 この要綱は、地域住民による自主防犯体制を確立し、犯罪や事故等のない明るく住みよい地域社会の実現を図るため、奈良西地区防犯協議会会則第9条の規定に基づき設置する地域安全推進委員（以下「推進委員」という。）の活動及び地域安全連絡所の運営について、必要な事項を定めるものとする。

「推進委員の任務」

第2条 推進委員は、活動区域内の住民、自治会、事業所、各種地域安全ボランティア等を始め、活動区域を管轄する奈良市、警察署と緊密に連携して、次に掲げるような活動を行い、その地域における防犯思想の普及と高揚を図るとともに、地域住民に身近な犯罪や事故等の未然防止に寄与するものとする。

- (1) 地域住民の防犯に関する指導及び相談
- (2) 防犯座談会等の開催その他住民の防犯意識を高めるための広報活動
- (3) 各種防犯広報啓発資料の配付、回覧又は掲出及び奈良市・警察等が行う地域住民への広報活動への協力
- (4) 防犯灯の設置、危険箇所の把握と防護措置等犯罪や事故を誘発するおそれのある環境を改善するための活動
- (5) 防犯パトロール、防犯診断等の街頭活動
- (6) 奈良西地区防犯協議会及び警察署が行う地域安全活動に対する支援協力
- (7) 奈良市安全安心まちづくり条例に基づく諸活動に対する支援協力
- (8) 犯罪や事故の発生を知ったとき、又は不審者や救護を要する者を発見したときの警察等関係機関への連絡通報
- (9) その他防犯又は地域安全に関する地域住民の意見要望等の取りまとめと警察等関係機関への連絡通報

「推進委員の委嘱」

第3条 推進委員は、奈良西地区防犯協議会会長が自治会等の関係者の意見も考慮した上で、奈良西警察署長と協議の上、次の要件を具備する者の中から選考して委嘱する者とする。

- (1) 地域住民に信望があること
- (2) 地域安全活動に熱意があること
- (3) 地域の実情に精通していること
- (4) 健康で活動力があること

2 推進委員の委嘱は、奈良西地区防犯協議会会長と奈良西警察署長の連名により、活動区域を指定した委嘱状を交付して行う。

ただし、地域の実情により、活動区域が奈良警察署管内に及ぶときは、奈良警察署長と協議の上、活動区域を指定すること。

3 委嘱数の基準は、犯罪情勢、交通情勢、住宅環境、行政区画等を勘案して、概ね200世帯に1人の割合とする。

「推進委員の任期」

第4条 推進委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

「推進委員の解嘱」

第5条 奈良西地区防犯協議会会長及び奈良西警察署長は、推進委員から辞任の申し出があったとき、又は推進委員としての活動を遂行するに適さない事由があると認められるときは、相互に協議の上、前条に定めるところにかかわらず、口頭又は解嘱状を交付して、解嘱することができる。

「地域安全連絡所の設置」

第6条 推進委員の住所又は居所を地域安全連絡所とする。

- 2 前項のほか、地域において防犯上の要点となる事業所等を地域安全連絡所に指定することができる。
- 3 前項の規定については、当該事業所等の管理者等を地域安全連絡所の責任者に委嘱することにより行うものとする。
- 4 地域安全連絡所の責任者の委嘱は、奈良西地区防犯協議会長と奈良西警察署長の連名により、委嘱状を交付して行う。
- 5 地域安全連絡所の責任者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 地域安全連絡所は、地域住民の自主的な防犯活動を推進するほか、当該地域において犯罪や事故等が発生し、又は防犯上の諸問題が生じた場合に、地域住民と警察等関係機関とを結ぶ連絡の窓口となるものとする。
- 7 奈良西地区防犯協議会長及び奈良西警察署長は、地域安全連絡所の責任者から辞任の申し出があったとき又は地域安全連絡所としての活動を遂行するに適さない事由があると認めるときは、第4項に定めるところにかかわらず、口頭又は解嘱状を交付することにより解嘱することができる。
- 8 前項の規定により地域安全連絡所の責任者が辞任又は解嘱されたときは、当該地域安全連絡所の指定は解除されたものとみなす。
- 9 推進委員及び地域安全連絡所の責任者は、相互に緊密な連携を図るものとする。
- 10 地域安全連絡所には、地域安全連絡所表示板を見やすい箇所に掲出するものとする。

「秘密の保持」

第7条 推進委員及び地域安全連絡所の責任者は、活動を通じて知り得た事項については、警察への通報等必要がある場合のほか、みだりに漏らしてはならない。

「推進委員支部連絡会及び役員等」

第8条 小中学校区、自治連合会及び自治会の境界、行政区画、地理的条件、犯罪情勢、交通情勢、居住する推進委員の人数、その他諸般の事情を考慮して、奈良西警察署管内を、各推進委員が主として活動する区域に分割し、当該区域の推進委員により構成する支部連絡会を設置する。

- 2 支部連絡会に、当該支部連絡会を構成する推進委員の互選により選出される支部長を置く。
- 3 支部長の任務は次のとおりとする。
 - (1) 支部連絡会を構成する推進委員との連絡及び調整

(2) 支部連絡会等の開催

(3) 奈良西地区防犯協議会が開催する奈良西地区地域安全推進委員支部長会への参加

4 支部連絡会に副支部長を置く。副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代理する他、必要に応じて奈良西地区地域安全推進委員支部長会へ支部長とともに参加する。

5 支部長、副支部長の任期は、推進委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。

6 支部連絡会の行事、会議、名簿、事務連絡、その他所掌の事務を司るため、支部連絡会内に事務担当者を置くことができる。

「支部長会及び委員長等の設置」

第9条 奈良西地区防犯協議会に、支部連絡会の支部長をもって構成する奈良西地区地域安全推進委員支部長会（以下、「支部長会」という。）を設置する。

2 支部長会に、支部連絡会の支部長の互選により選出される委員長及び副委員長を置く。

3 委員長の任務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 各支部長の連絡及び調整

(2) 奈良西地区防犯協議会及び奈良西警察署と連携しての支部長会の開催

(3) 奈良県防犯協会が開催する地域安全推進委員長会議への参加

(4) その他関係機関団体との連携

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

「研修会等の開催」

第10条 奈良西地区防犯協議会は、推進委員及び地域安全連絡所の責任者の防犯意識と活動の向上を図るとともに相互に連携を密にするため、必要があると認めるときは、研修会等を開催する。

「備え付け簿冊」

第11条 奈良西地区防犯協議会事務局に、地域安全推進委員委嘱名簿及び地域安全連絡所責任者委嘱名簿を備え付け、委嘱又は解嘱の都度整理しておくものとする。

付 則

1 この要綱は、昭和61年5月24日から実施する。

2 この要綱の実施以前に委嘱した防犯委員は、この要綱により任期までその任務に従事するものとする。

付 則

1 この要綱は、平成6年8月1日から実施する。

付 則（平成10年6月15日一部改正）

1 この要綱は、平成10年7月1日から実施する。

付 則（平成11年6月11日一部改正）

1 この要綱は、平成11年7月1日から実施する。

2 この要綱の実施の際、現に奈良西地区防犯協議会会長から委嘱されている防犯委員は、この要綱に基づく地域安全推進委員として、平成13年10月27日まで引き続

き委嘱されたものとみなす。

- 3 この要項実施の際、改正前の要項の規定に基づき作成された防犯連絡所表示板は、
なお当分の間使用するものとする。

付 則（平成21年6月15日一部改正）

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から実施する。

付 則（平成25年5月23日一部改正）

- 1 この要綱は、平成25年5月23日から実施する。

付 則（平成28年5月24日一部改正）

- 1 この要綱は、平成28年5月24日から実施する。

付 則（令和6年3月28日一部改正）

- 1 この要綱は、令和6年3月28日から実施する。

地域安全推進委員プロフィールカード

(ふりがな) 氏名			生年月日	T S H	年	月	日			
職業			勤務先							
住所										
連絡先	自宅	—								
	FAX	—								
	携帯電話	—								
経歴	職歴等									
	ボランティア歴	地域安全推進委員活動歴			年			月～	年	月
		その他自主防犯ボランティア活動歴 (団体名) (役職)			年			月～	年	月
		少年補導員【根拠:少年補導条例】			年			月～	年	月
		少年指導委員【根拠:風俗営業法】			年			月～	年	月
		その他の少年ボランティア (団体名) (役職)			年			月～	年	月
		交通安全協会			年			月～	年	月
		地域交通安全活動推進委員			年			月～	年	月
		その他の交通ボランティア			年			月～	年	月
		自治会役員等 (役職)			年			月～	年	月
		その他ボランティア			年			月～	年	月
	現在の役職	地域安全推進委員				年			月～	年
その他ボランティア										
賞罰										
自治連合会名	地区自治連合会		自治会名		自治会					
小学校校区	小学校		所属自主防犯団体名							

※ 裏面もご記入下さい。

スクランブルメール登録票

- ・ 防犯情報をお伝えするため、記載例のとおり、メールアドレスの記入をお願いします。(行事等の個別連絡をする場合に備え、メーリングリストを作成するためです。)
- ・ 紛らわしいアルファベットや・数字・記号には、フリガナを振ってください。
- ・ スクランブルメールの配信をご希望の方は、お住まいの地域にあわせて

奈良地区スクランブルメール 「nara-bokyo@royal.ocn.ne.jp」

又は

奈良西地区スクランブルメール 「naranishi-pc@air.ocn.ne.jp」

に、お名前・地推の支部名を入力して、メール送信をお願いします。

- ・ 迷惑メール防止機能をお使いの方は、スクランブルメールからのメールを受信できるよう設定をお願いします。



奈良地区スクランブルメールはこちら 奈良西地区スクランブルメールはこ

メールアドレス	(フリガナ)																								
	☐ 携帯電話																								
	☐ パソコン																								
メールアドレス	(フリガナ)																								
	☐ 携帯電話																								
	☐ パソコン																								
【記載例】	(フリガナ)	アンダーバー エル ドット オー キュー(アル) エイチ ハイフン(数) イチ																							
		a b _ c l m . o p q r h a - 9 5 1																							
	☐ 携帯電話																								
	☒ パソコン	エル エル ドット @ m a i l s a m p l e . c o m																							

※ 「1 (イチ)」と「l (エル)」、「0 (ゼロ)」と「o (オー)」、「9 (キュー【数字】)」と「q (キュー【アルファベット】)」、「- (ハイフン)」と「_ (アンダーバー)」、「m (エム)」と「w (ダブルユー)」、「h (エイチ)」と「n (エヌ)」と「r (アール)」、「. (ドット)」と「, (コンマ)」等紛らわしい字を区別するため、これらの字の上にフリガナをふっていただくようお願い致します。

奈良・奈良西部地区地域安全推進委員 委嘱替え資料

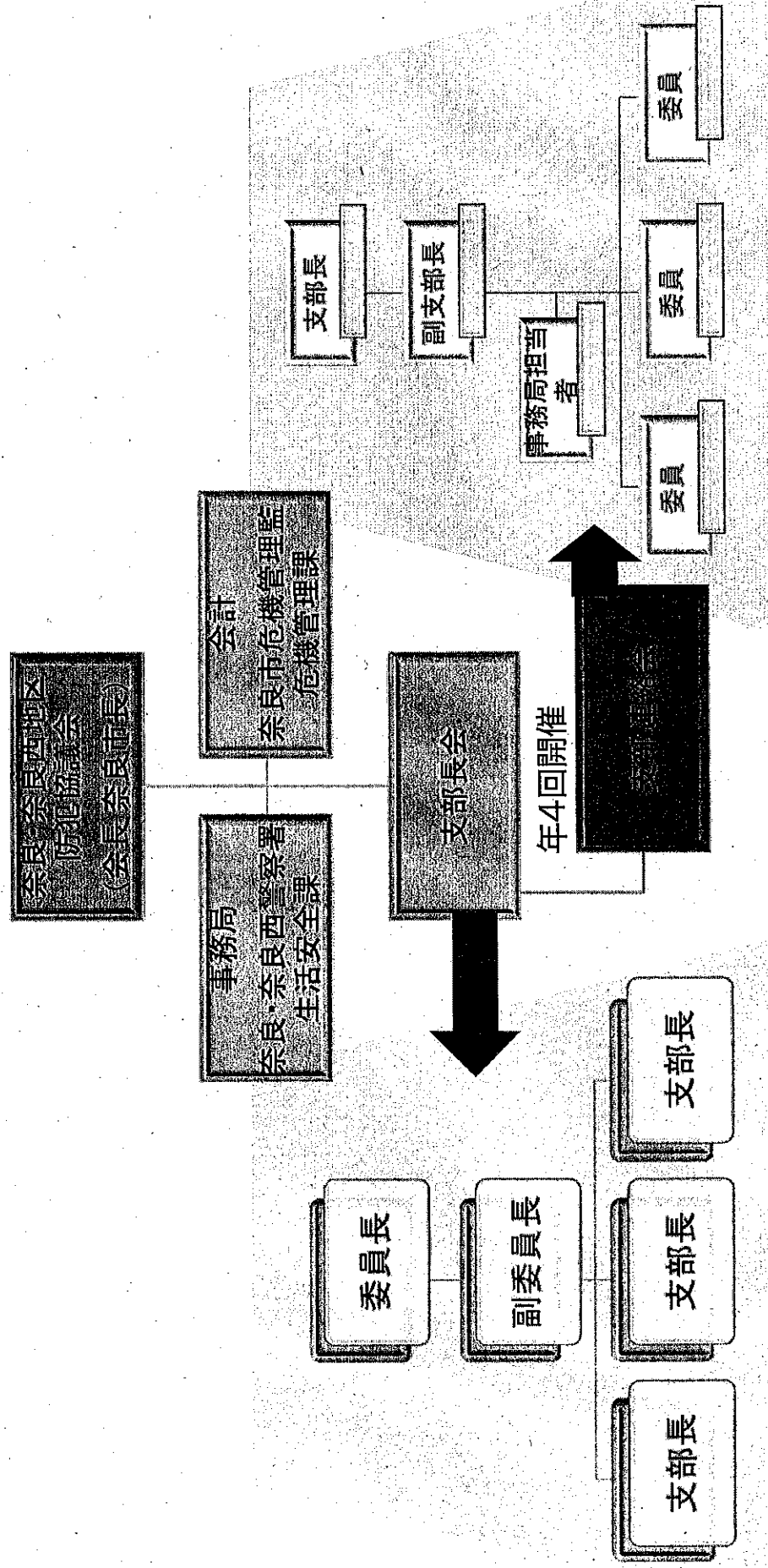
奈良地区防犯協議会 奈良警察署

奈良西部地区防犯協議会 奈良西警察署

タイトル

- 地域安全推進委員の組織
- 地域安全推進委員の任務
- 全体活動の概要
- 各個（地域安全連絡所としての）活動の概要
- 地域安全推進委員の要件
- 地域安全推進委員の理想の数
- 地域安全推進委員新規委嘱のイメージ
- 地域安全推進委員委嘱替えの手順（自治連合会に属している地区）
- 地域安全推進委員委嘱替えの手順（自治連合会未加入の地区）

奈良・奈良西地区地域安全推進委員の組織図(規約上)



地域安全推進委員の任務

全体活動

広域的な
防犯活動

+

他地区・他団体
との連携

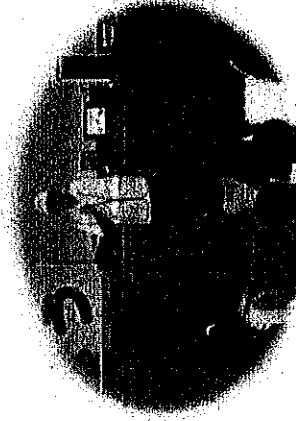
各個活動

地域安全連絡所
としての活動
自治会・地縁団体
と連携した活動

行政・警察との架け橋

全体活動の概要

- ・市・警察署が行う地域住民への広報活動への支援協力
- ・公益財団法人奈良県防犯協会・防犯協議会・警察署等が行う地域安全活動に対する支援協力
- ・奈良市安全安心まちづくり条例に基づく諸活動に対する支援協力



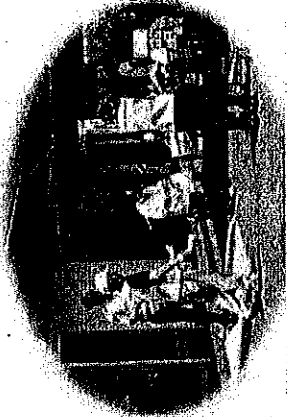
防犯講習会の参加・開催



年末特別警戒隊出発式

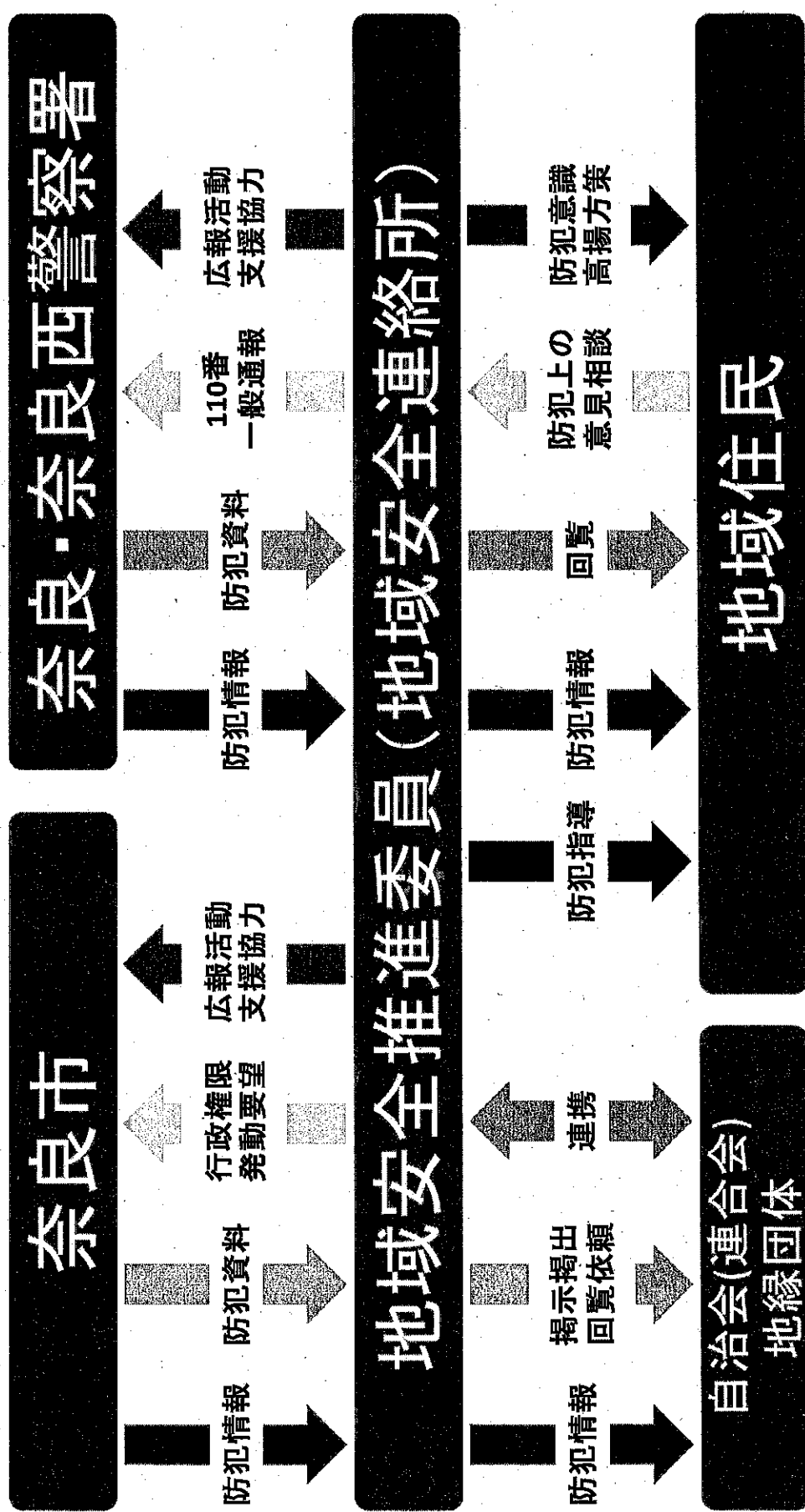


全国地域安全運動大会



年金支給日ATM啓発

各個(地域安全連絡所としての)活動の概要



地域安全推進委員の要件

(1) 当該地域に居住し、地域安全活動に熱意を有し、健康で行動力があること。

(2) 地域安全活動に信望があること

(3) 地域の実情に精通していること

※ 地域安全推進委員の任期は2年。

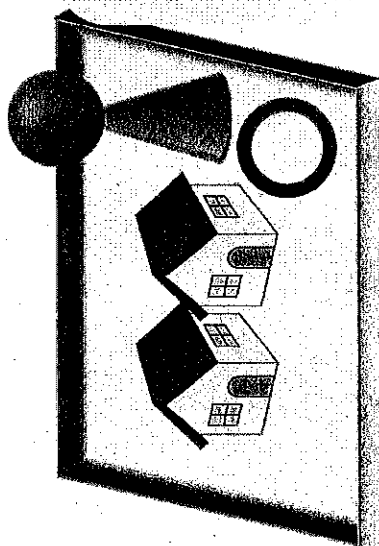
地域防犯に興味
社会貢献への志



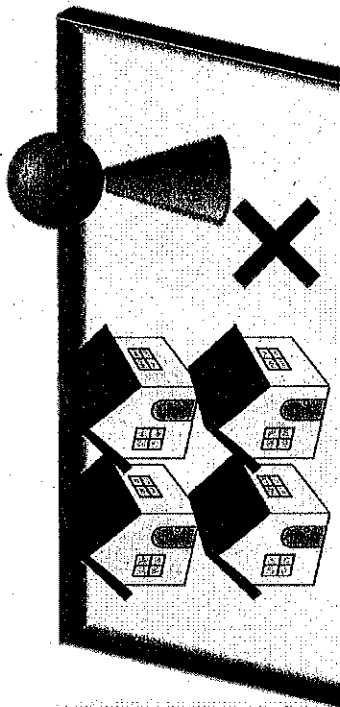
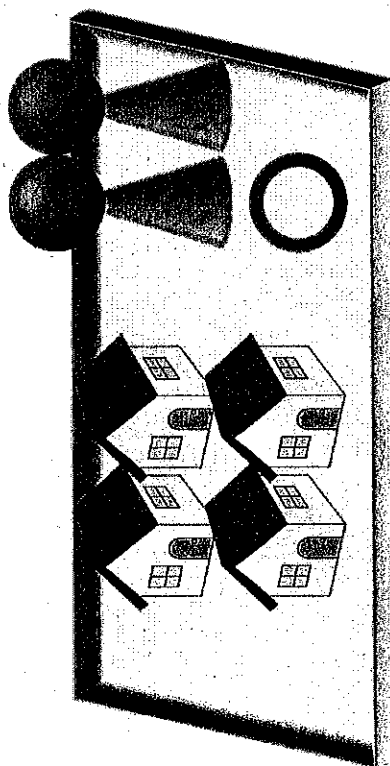
継続して活動可能

自治会・地縁団体の役員交代に影響されない体制づくりが必要です。

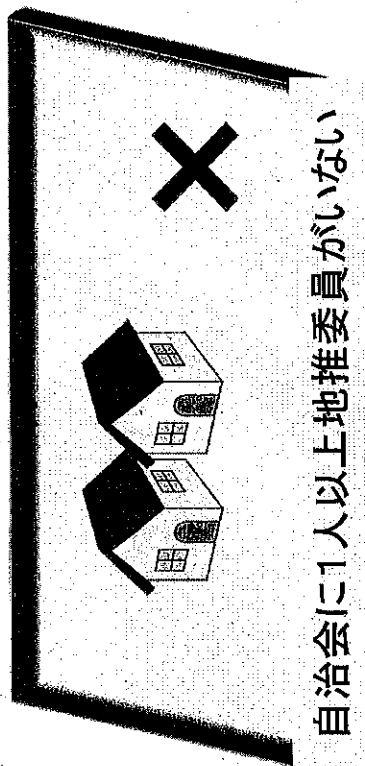
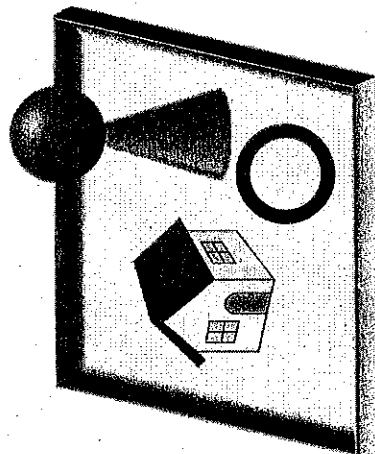
地域安全推進委員の理想の数



規約上の明文による要請はありませんが
各自治会に1人以上
(住宅環境、行政区画等による要請)
※ 県警察の例規では概ね200世帯に1人

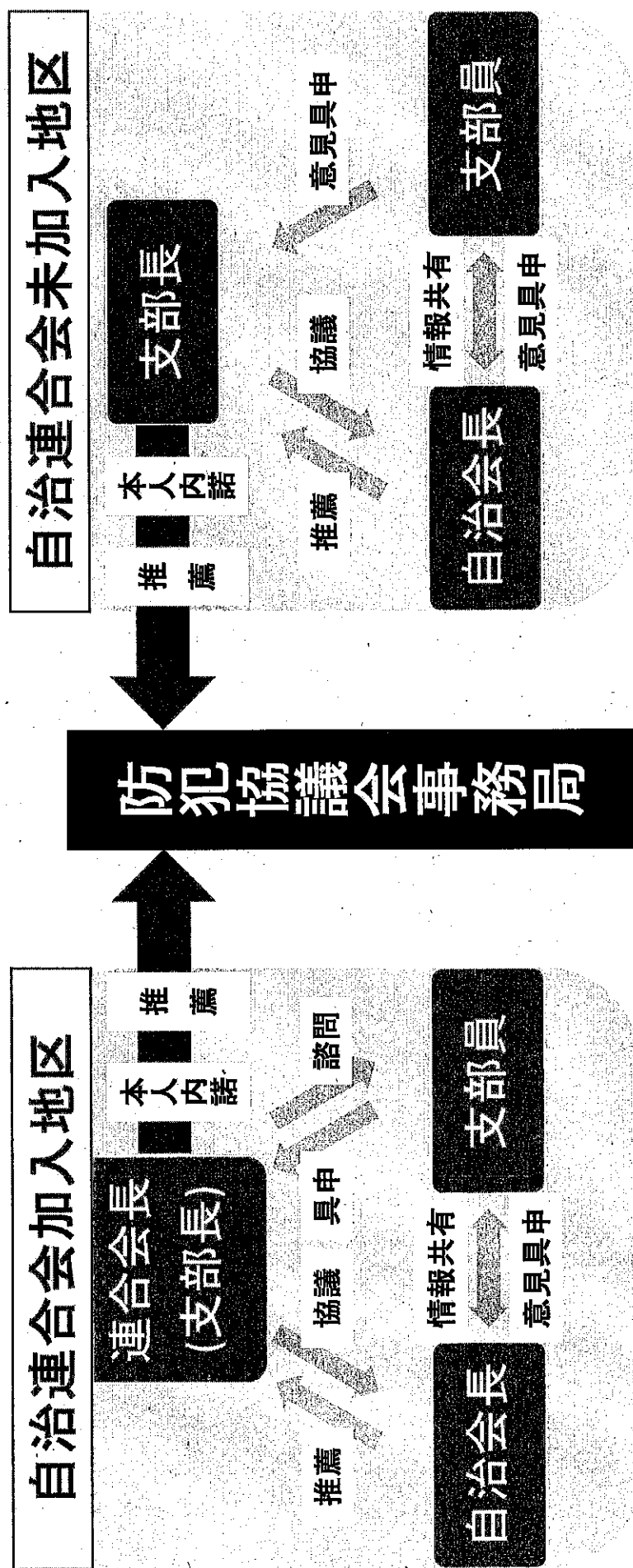


世帯数に応じた地推委員がない



自治会に1人以上地推委員がない

地域安全推進委員新規推薦のイメージ



※地区自治連合会長と支部長は緊密に連携し、支部長は推薦された委員の把握に努める。

記載例

地域安全推進委員プロフィールカード

(ふりがな) 氏名	奈良 太郎	生年月日	33 年 3 月 3 日
職業	通販販売業	勤務先	〇〇 酒店
住所	奈良市学園南三丁目9番22号		
連絡先	自宅	0742 - 49 - 0110	
	FAX	0742 - 93 - 9974	
	携帯電話	090 - XXXX - XXXX	
	職歴等	会社員(〇〇株) H0.0~H0.0	
経歴	地域安全推進委員活動歴 H27 年10 月~ 現在 ・その他自主防犯ボランティア活動歴 (団体名)・・・奈良防犯ボランティア隊 H25 年4 月~ 現在 (役職) 副隊長 少年指導員(任期:少年指導条例) 年 月~ 年 月 少年指導員(任期:児童福祉法) 年 月~ 年 月 その他の少年ボランティア (団体名) 奈良市学園南中地区少年指導員 H21 年4 月~ H23 年3 月 (役職) 交通安全協会 年 月~ 年 月 地域交通安全活動推進委員 年 月~ 年 月 その他の交通安全ボランティア 年 月~ 年 月 自治会役員等(役職) 会長 H19 年4 月~ H20 年3 月 その他ボランティア 年 月~ 年 月 地域安全推進委員 事務局 H27 年10 月~ 現在 その他ボランティア 奈良市民生委員・児童委員 H28.10.8 奈良県防犯功労者表彰		
現在の役職	地域安全推進委員		
賞罰	H28.10.8 奈良県防犯功労者表彰		
自治連合会名	学園南 地区自治連合会	自治会名	学園南三丁目南 自治会
小学校校区	あやめ池 小学校	所属自主防犯団体名	学園南地区自主防犯隊

※裏面に記入下さい。

× 自営業(具体的な業種を書いてください。)

○ 会社員

○ 団体職員

○ 国家公務員

○ 地方公務員

○ 無職

ボランティアの名称は、正式名称でお願いいたします。

地元で自主防犯団体があり、所属している場合は、正式名称を書いてください。

プロフィールカードは表彰上申時等の参考にさせていただきます。

地域安全推進委員委嘱替え手順

(自治連合会に属している地区～支部長と連携して自治連合会長主体で推薦)

意思確認

- 別添地域安全推進委員名簿に基づき、自治連合会管轄内の現職地域安全推進委員に対し、再委嘱の希望の確認してください。
- 再委嘱の希望があった場合は、別添プロフィール情報の提出をお願いします。

辞退or空席 の場合

- 辞退された委員の所属の自治会、及び、地域安全推進委員支部長の意見を汲んだうえで、自治会から後任者を推薦してもらい、別添プロフィール情報の提出をお願いします。
- 空席の自治会につきましても、所属の自治会、及び、地域安全推進委員支部長の意見を汲んだうえで、自治会から適任者を推薦してもらい、別添プロフィール情報の提出をお願いします。

提出

- 推薦していただいた方の「地域安全推進委員プロフィールカード」を

令和7年8月8日(金)

までに、奈良警察署生活安全課又は奈良西警察署生活安全課まで、ご提出いただきますようよろしくお願い致します。

地域安全推進委員委嘱替え手順

(自治連合会に未所属地区～支部長主体で推薦)

意思確認

- 別添地域安全推進委員名簿に基づき、支部管轄内の現職地域安全推進委員に対し、再委嘱の希望の確認してください。
- 再委嘱の希望があった場合は、別添プロフィール情報の提出をお願いします。

辞退or空席 の場合

- 辞退された委員の所属の自治会、及び、地域安全推進委員支部員の意見を汲んだうえで、自治会から後任者を推薦してもらい、別添プロフィール情報の提出をお願いします。
- 空席の自治会につきましても、所属の自治会、及び、地域安全推進委員支部員の意見を汲んだうえで、自治会から適任者を推薦してもらい、別添プロフィール情報の提出をお願いします。

提出

- 推薦していただいた方の「地域安全推進委員プロフィールカード」を

令和7年8月8日(金)

までに、奈良警察署生活安全課又は奈良西警察署生活安全課まで、ご提出いただきますようしくお願い致します。

地域安全推進委員Q&A

Q.地域安全推進委員とはどのような立場のボランティアですか？

A.全国各警察署ごとに「地区防犯協議会」があり、市区町村からの補助金等の予算を用いて、各警察署と連携して防犯活動を実施していただいています。

地域安全推進委員は、地区防犯協議会の「実働部隊」としての立場の防犯ボランティアとなります。

Q.地域安全推進委員の委嘱を受けるのに年齢制限はありますか？

A.ありません。健康で活動力があれば年齢は問いません。

Q.地域安全推進委員の委嘱は誰から誰に対するものですか？

A.地区防犯協議会会長と警察署長の連名で、委員個人に委嘱されます。

Q.地域安全推進委員の要件はどのようなものがありますか？

A.規約上は(1)当該地域に居住し、地域安全活動に熱意を有し、健康で行動力があること、(2)地域安全活動に信望があること、(3)地域の実情に精通していることとなっています。そのほか地域防犯に興味、社会貢献への志があり、継続して活動いただける方が望ましいと思われます。

Q.地域安全推進委員の任期は何年ですか？

A.2年です。再任を妨げません。自治会等地縁団体の役員交代に影響されない体制づくりのため、個人的に地域防犯に興味を持ち、継続して活動していただける方が望ましいと思われます。

Q.地域安全推進委員と他の防犯ボランティアとの違いは？

A.自主防犯活動は誰もが自由に参加でき、誰もがすべき活動です。その中で地域安全推進委員は、(1)自治会等地縁団体の枠組みにとらわれない広域的活動及び他地区と連携した活動をすることと、(2)自治会等地縁団体と連携した地域安全連絡所としての活動に、その特色があります。また、行政の長・警察署長両方から委嘱を受けるので、行政・警察と住民との架け橋としての立場もあります。

Q.他の防犯ボランティアとの関係は？

A.自治会の防犯部門等防犯ボランティアの内部でコーディネーターとして活動するのが理想的であると思われます。逆に言えば、既に地縁団体の防犯部門や防犯ボランティアにおいて、中心的に活動されている方や事務局として活動されている方が地域安全推進委員の委嘱を受けていただければ理想的であると思われます。

Q.月の活動日数はどのようになりますか？

A.所属する支部や自治会等地縁団体により異なります。全体活動は、偶数月のATM啓発、地域安全運動期間中の大会への参加、パレード参加、学校等防犯講習会への参加、その他警察署の防犯イベント等があります。そのほか支部独自活動や各地域の活動があり、一概には申し上げられません。

Q.仕事や家庭の事情で参加できない場合もあるのですが...

A.防犯活動は「できる人が」「できることを」「できるときに」が基本です。無理なく継続していただくためにも、仕事や家庭を犠牲にしてまでの活動を強いることはございません。

Q.当て職として、自治会の防犯担当を地域安全推進委員に推薦できますか？

A.選任方法としては可能ですが、あくまで地域安全推進委員は個人に宛てられた委嘱となります。従って任期満了等で自治会の防犯担当を退任したため、新任の方に委嘱を受けていただくことはできません。防犯に興味があり、地域貢献への志があり、継続して活動可能な方が望ましいと思われます。

Q.体調不良等により途中で別の人に交代することはできますか？

A.できません。個人委嘱となるからです。但し、自主防犯活動は誰でもできる活動ですので、次期地域安全推進委員候補者として、地域安全推進員の全体活動にご参加いただくのは可能です。しかし、残念ながら、ボランティア保険・各種給貸与品の支給は対象外となります。

Q.地域安全推進委員はどのような保険に入っていますか？

A.委嘱を受けられた委員には、「団体総合補償保険」にご加入いただいております。防犯活動中の事故によるケガや賠償責任の補償を目的とした保険です。保険料は地区防犯協議会予算により支払われ、委員個人にご負担はございません。

Q.各種防犯活動のための情報はどのように取得すればいいですか？

A.下記の両メールサービスや会議の資料・チラシをご利用ください。

ナポリスの登録をお願いします!!



奈良地区にお住まいの方はこちら



奈良西地区にお住まいの方はこちら



奈良地区防犯協議会長
奈良西地区防犯協議会長 殿

令和 年 月 日

推 薦 者
自治連合会
会長

奈良・奈良西地区地域安全推進委員推薦書

依頼のあった奈良・奈良西地区地域安全推進委員について、下記のとおり推薦します。

支部長	
-----	--

1		2		3	
4		5		6	
7		8		9	
10		11		12	
13		14		15	
16		17		18	
19		20		21	
22		23		24	
25		26		27	
28		29		30	

地域安全推進委員**プロフィールカード**の添付をお願い致します。

※プロフィールカードの作成は新規委嘱者のみで結構です。

（新規委嘱者は必ず提出をお願いします。）